

特集 環境月間 みんなでつくる人と自然が共生するまち おおいそ

問 環境課 ☎(72) 4438

6月5日は「環境の日（世界環境デー）」、6月は環境月間です！

毎年6月5日は、1972年6月5日からストックホルムで開かれた「国連人間環境会議」を記念し、「環境の日（世界環境デー）」とされています。そして、この日を含む6月の1か月間は、国民の環境の保全に関する理解を深める「環境月間」となっています。



大磯町は面積の約7割を丘陵部が占める自然環境豊かな町です。
町民一人ひとりが取り組むことができる自然環境を守る活動はたくさんあります。
みんなでつくる人と自然が共生するまち おおいそを実現しよう！

住民による自然環境を守る取り組み

湘南平の麓にある善兵衛池。この周辺は昔はきれいな里山の風景が広がっていました。大磯町の丘陵部は、昔からほどよく人の手が入った里山で形成されてきましたが、しかし、今では手入れのされなくなった森林や田畑などが増加し、きれいな里山の風景が減少しています。人の手の入らなくなった森林や田畑が増加すると、収穫されずに残る果実や農作物がイノシシ等の野生動物の恰好のエサ場になります。また、警戒心の強いとても臆病な動物のイノシシは、体を隠すことが出来る「草むら」があると、そこを「潜み場」として、どんどん活動エリアを広げていきます。人の手が入らなくなった環境が増えるにつれ、本来は、住宅地から離れた森林や山の中で生息していたはずのイノシシ等の野生動物が、人が住む住宅エリアにも出没するようになり、善兵衛池周辺の住宅地にも出没するようになりました。そんな目の前で起こっている状況を改善しようと、住民自らが対策に乗り出した地域が東小磯の台町地区です。善兵衛池周辺に住む3人の住民が発起人となり、住民主体でイノシシの痕跡がある耕作放棄地などの「草むら」の刈り払いを始めました。年に2回程の刈り払いを約10年続けた結果、イノシシの生活圏での目撃情報やワナでの捕獲数は激減していきました。また、10年の活動の間に、活動に参加する人も増え、地域の活動の輪が広がっています。

地域課題を解決するための「3人の想い」から始まった活動が、イノシシ対策という元々の目的だけではなく、「美しい里山の再生」や「地域コミュニティの活性化」など、地域課題をきっかけとして「新たな地域づくり」を生み出しています。このように住民自らが地域課題を解決していく取り組みを、大磯町では積極的に支援していきたいと考えています。

「みんなでつくる人と自然が共生するまち おおいそ」住民一人ひとりの「想い」で実現していきたいですね。



▲台町住民の刈り払いに大磯高校生等も参加しました



▲善兵衛池周辺を刈り払いする台町住民の皆さん

NEWS 台町地区の取り組みがメディアに取り上げられました

令和7年2月 朝日新聞

令和7年4月 NHK「首都圏ネットワーク」

令和7年4月 NHKラジオ

町内の自然環境を守る活動を支援する2つの取組みを始めます！

1 森林・樹木・里山アドバイザーを派遣します！

受付開始：6月～

大磯町の緑豊かな自然環境は、ほどよく人の手が入ることによって保たれてきた里山で形成されてきました。しかし近年、人の手が入らなくなってきたことにより、荒れた森林や緑地が増加しています。荒れた森林や緑地では、土砂崩れ・倒木・獣害被害等の地域課題が増え、身近にあるにも関わらず、近寄り難い場所になっています。

また、森林や緑地に対する「正しい知識」がないため、過剰に樹木の伐採をしまったり、また逆に、過剰な保護意識により適切な利用や管理を妨げてしまっていたりと、所有者や行政にとっても「どのような維持管理が好ましいか」判断が難しい状況が生まれており、森林や緑地等の里山環境の維持管理に関する周辺住民とのトラブルが発生しています。

そのような目の前の課題を解決するものとして、「正しい知識に基づく、より優れた森林・樹木・里山整備」を目的に、森林・樹木・里山の保全、再生に知見のあるアドバイザーを派遣します！

▶対象とする内容：自然環境の環境管理全般

<例>

- 森林管理：森林の樹木の伐採、土砂崩れ防止や倒木の処理、山道の整備など
- 樹木管理：公園や緑地の樹木の維持管理など
- 里山管理：農道の整備、農地の土砂崩れ防止、ため池の維持管理など

▶アドバイザーの業務

【相談】業務 → 【現場に対する意見提案】

森林や緑地等の維持管理で困っている現場を調査し、問題解決に向けた方策などの助言・提案を行います。

※対象者：町内で森林や緑地等を所有する個人、団体及び法人

【活動支援】業務 → 【講習会及び現場実習の実施】

実施している森林や緑地等に関する活動に対して、講習会や現場実習を行い、活動者の知識や技術のスキルアップに繋がります。

※対象者：町内の森林や緑地等の適切な利用や管理に寄与し、5人以上が参加する活動

相談内容に応じて町からアドバイザーを派遣します。まずはお気軽にご相談ください！



2 小型木材粉碎機を無料で貸し出します！

受付開始：7月～

町内の荒れた森林や緑地等の整備や、伐採した樹木を粉碎・チップ化し、堆肥や土壌改良材として有効活用することを目的に、「小型木材粉碎機」を無料で貸し出します！

▶機材の仕様（予定）

機材	：自走型小型木材粉碎機
粉碎能力	：枝の直径9cmまで
処理能力	：1.7㎡/h
使用燃料	：自動車用無鉛ガソリン



小型木材粉碎機（※イメージ）



▶貸出対象

町民、町内活動団体、森林等の所有者及び管理者

▶貸出及び返却

- 貸出期間は最大10日間（※延長可）
- 機材の貸出・返却は美化センター内倉庫で直接引渡し。
- ※初めて機材を借受ける場合は、職員による取扱い説明を必ず受けること。（※前回借受をした時から6か月以上経過している場合も同様）
- ※機材の借受・返却は「運搬ブリッジ」を利用して、軽トラック等で運搬し、借受者自身が行う。
- 借受期間中は、機材を作業現場に放置しない。
- 使用後は必ず機材を清掃し、燃料タンクを満タンにして返却。
- 運搬・保管等に要する費用は借受者の負担。

詳細は7月以降、町ホームページ又はチラシでご案内するベネー

